

地域子ども・子育て支援事業について

地域の子どもや子育てに関わるさまざまなニーズに対応・支援していくための取組みとして、法制度に基づき、以下の事業を位置づけ推進していきます。



対象事業	事業概要
延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、認定保育時間を超えた延長保育を行う事業
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に支援員を配置して遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な保護を行う事業
乳児家庭全戸訪問事業	すべての出生児を対象として、保健師が訪問し、乳児・産婦の観察や保健指導、育児相談を行い、併せて健診や予防接種のお知らせを行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の相談や支援を行う事業
地域子育て支援拠点事業	こどもセンター等において行う子育て支援事業
一時預かり事業	保護者の就労、傷病・入院、災害・事故、心理的・肉体的負担解消のための一時的な保育ニーズに対応し実施する預かり事業
病児・病後児保育事業	未就学児が発熱等の病気の場合、または病気の回復期で集団保育が適当でない場合に旧高野町保健センターで看護師・保育士が一時的に保育する事業
子育て援助活動支援事業	地域において子育てを手助けしてほしい人(依頼会員)と、子どもを預かるなどの育児を手伝いたい人(援助会員)とを組織化し、子どもの預かり等のサービスを実施する事業
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中の必要に応じた医学的検査を実施する事業



第2期 さくほまち 子ども・子育て支援事業計画

〈令和2年度～令和6年度〉

概要版

「子ども・子育て支援事業計画」とは？

平成24年8月にできた「子ども・子育て関連3法」をもとに、平成27年度から始まった新制度に基づく事業等について定める計画です。

5年間で1期とし、第2期となる本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間としています。

本計画では、当町の子どもや子育てに関わるさまざまな施策・事業を位置づけるとともに、主な施策については事業や利用の規模について想定するなど、総合的かつ、可能な限り具体的に想定した計画となります。

計画づくりにあたっては、「佐久穂町子ども・子育て審議会」や、未就学児や小学生の保護者を対象としたニーズ調査(アンケート)を実施しています。今後も、広報や本パンフレットの配布等を通じ、幅広い周知に努めていきます。

第2期 さくほまち 子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和2年3月 佐久穂町教育委員会 こども課 子育て支援係
長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地
TEL 0267-86-2525 (代表) FAX 0267-86-2633

令和2年3月
佐久穂町

計画の体系

計画の基本理念を「子どもが笑顔でキラキラ輝くまち みんなでつくろう 育てよう」とし、6つの基本目標のもとで、さまざまな実施施策を体系的に位置づけています。



基本理念	基本目標	実施施策
子どもが笑顔でキラキラ輝くまち みんなでつくろう 育てよう	1 地域における子育てへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 子育て支援サービスの充実 ② 子育て支援ネットワークづくり ③ 保育園サービスの充実 ④ 児童の健全育成 ⑤ 世代間交流 ⑥ 子育て世代の学習機会の充実
	2 すべての親子の健やかな成長への支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもや母親の健康の確保 ② 食育の推進 ③ 小児医療の確保
	3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 次代の親の育成 ② 学校の教育環境等の整備 ③ 家庭や地域の教育力の向上 ④ 有害環境対策の推進
	4 子育てを支援する生活環境の整備と安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 居住環境の整備 ② 安全な道路交通環境等の整備 ③ 安全・安心のまちづくり ④ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	5 職業生活と家庭生活との両立の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ② 仕事と子育ての両立の推進 ③ 働く場づくり ④ 経済的支援策の充実
	6 配慮を必要とする児童・家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童虐待防止対策の推進 ② 障がい児施策の充実 ③ ひとり親家庭の自立支援の推進

幼児期の教育・保育提供区域について

本町の幼児期の「教育・保育提供区域」は、町の規模や地域の環境、交通条件等を踏まえ、全町を1つの区域とします。

幼児期の教育・保育について



幼児期の教育・保育（幼稚園や保育園等）を利用する場合は、利用者の「認定区分」に応じて利用することになります。利用者の「認定区分」は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により次の3区分になります。

認定区分	対象者	対象施設等
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望	幼稚園 認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、保育の必要性の事由に該当し保育を希望	保育園 認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、保育の必要性の事由に該当し保育を希望	保育園 認定こども園 地域型保育事業

本計画の初年度と最終年度における幼児期の教育・保育の見込量と、それに応じた確保量は次のとおりです。

認定区分	令和2年度		令和6年度	
	見込量	確保量	見込量	確保量
1号認定	24人	24人	20人	20人
2号認定	163人	163人	132人	132人
3号認定	64人	64人	56人	56人

※1号認定には新制度への未移行幼稚園利用者を含む。

